

福井県の普通会計と企業会計を合わせたバランスシートの概要

1 作成の目的

福井県では、普通会計以外に、病院事業や電気事業などのように公営企業会計として行っている事業があり、これらの公営企業会計を含めた資産、負債および正味資産の状況を把握するために県の普通会計と企業会計を合わせたバランスシートを作成する。

2 作成の基準

総務省「地方公共団体の総合的な財政運営に関する調査研究会」の作成基準に基づき作成した。

対 象	普通会計 公営企業法適用の企業会計 ・福井県病院事業会計 ・福井県電気事業会計 ・福井県臨海工業用地等造成事業会計 ・福井県工業用水道事業会計 ・福井県水道用水供給事業会計 ・福井県臨海下水道事業会計 公営企業法非適用の企業会計 ・福井県駐車場整備事業特別会計 ・福井県港湾整備事業特別会計（港湾事業および臨海土地造成事業） ・福井県下水道事業特別会計（流域下水道事業のみ対象） ・過疎代行下水道事業 ・介護サービス事業（福井県松岡福寿園）
作成の基準日	平成17年3月31日 ・出納閉鎖期間中の現金出納は期間内として整理
基礎数値	総務省の基準に基づいた各年度の決算額 ・公営企業法非適用の企業会計については昭和47年度以降の決算額および財産台帳等の数値
作成方法	公営企業法適用の企業会計 ・既にバランスシートが作成されているため、既存の数値を使用 ・普通会計バランスシートとの相違点を総務省の基準により調整 公営企業法非適用の企業会計 ・普通会計の作成基準に準じて作成 純計について ・会計間の資金の移動に過ぎない貸付金、借入金等を相殺

3 16年度末バランスシートの概要

(単位：億円)

区 分	普通会計	企業会計	県全体(単純合計)	県全体(純計)
資 産	21,602	3,052	24,654	24,170
負 債	9,254	2,103	11,357	11,296
正味資産	12,348	949	13,297	12,874

福井県の普通会計と企業会計を合わせたバランスシート（純計）

（平成17年3月31日現在）

（単位：百万円）

借 方	貸 方
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産 <u>2,219,760</u></p> <p>2. 投資等</p> <p>（1）投資及び出資金 <u>29,020</u></p> <p>（2）貸付金 <u>47,807</u></p> <p>（3）基金 <u>42,489</u></p> <p>（4）その他 <u>309</u></p> <p style="padding-left: 20px;">投資等合計 <u>119,625</u></p> <p>3. 流動資産</p> <p>（1）現金・預金 <u>61,209</u></p> <p>（2）未収金 <u>13,602</u></p> <p>（3）その他 <u>1,134</u></p> <p style="padding-left: 20px;">流動資産合計 <u>75,945</u></p> <p>4. 繰延勘定 <u>1,699</u></p> <p>資 産 合 計 <u>2,417,029</u></p>	<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <p>（1）地方債 <u>780,529</u></p> <p>（2）債務負担行為 <u> </u></p> <p>（3）引当金 <u>158,059</u></p> <p style="padding-left: 20px;">（うち退職給与引当金） (156,310)</p> <p style="padding-left: 20px;">（うちその他の引当金） (1,749)</p> <p>（4）他会計借入金 <u> </u></p> <p>（5）その他 <u>121,911</u></p> <p style="padding-left: 20px;">固定負債合計 <u>1,060,499</u></p> <p>2. 流動負債</p> <p>（1）地方債翌年度償還予定額 <u>65,868</u></p> <p>（2）翌年度繰上充用金 <u> </u></p> <p>（3）他会計借入金翌年度償還予定額 <u> </u></p> <p>（4）その他 <u>3,222</u></p> <p style="padding-left: 20px;">流動負債合計 <u>69,090</u></p> <p style="padding-left: 20px;">負 債 合 計 <u>1,129,589</u></p> <p>[正味資産の部]</p> <p style="padding-left: 20px;">正 味 資 産 <u>1,287,440</u></p> <p>負 債 ・ 正 味 資 産 合 計 <u>2,417,029</u></p>

※会計間の資金の移動に過ぎない貸付金、借入金等については相殺した後の合計である。

※普通会計と公営企業法適用の企業会計の相違点については、総務省の基準により以下のとおり調整を行った。

- 1 公営企業会計の「繰延勘定」については、資産の部に項目を設け計上した。
- 2 公営企業会計の「借入資本金」については、「負債」として計上した。
- 3 公営企業会計の「資本金」および「剰余金」については、「正味資産」に一括計上した。